

## 羽生市住宅用防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用防犯カメラの設置を推進することにより、侵入盗被害等を防止し、もって地域全体の安全性の向上を図るため、住宅用防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅用防犯カメラ」とは、自らが居住する住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含み、アパート及び借家を除く。以下「自宅等」という。）への侵入盗等の犯罪を未然に防止するために屋外に常設する撮影装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者で、住宅用防犯カメラを設置する市内の自宅等に居住し、又は居住する予定であるもの
- (2) 本人及び本人と同一世帯に属する者が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 本人及び本人と同一世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 本人が、自宅等を所有していない場合は、住宅用防犯カメラの設置について、自宅等の所有者の同意を得ていること。

(補助対象となる住宅用防犯カメラ)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅用防犯カメラは、補助対象者が自宅等の敷地内に設置するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自宅等の屋外を撮影するものとし、撮影した画像又は映像を記録する機能を備えたものであること。
- (2) 夜間撮影をする機能を有するものであること。
- (3) 賃貸借によるものでないこと。
- (4) 新品であること。
- (5) 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度による補助を受け、又は受ける予定のものではないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅用防犯カメラの設置に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅用防犯カメラ及び画像データ保存装置等住宅用防犯カメラと一

体的に機能する機器の購入に係る費用

(2) 住宅用防犯カメラ及び前号の機器の設置工事に係る費用

(3) その他前2号に関する経費で市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

(1) 画像データを保存し、又は表示するためのスマートフォン、タブレット、モニターその他の住宅用防犯カメラと一体的でない機器の購入に係る費用

(2) 住宅用防犯カメラ等の保守点検の費用

(3) 既設の防犯カメラの処分、撤去、移設その他維持管理等に係る費用

(4) 消費税及び地方消費税

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)で2万円を限度とし、かつ、予算の範囲内において市長が定める額とする。

2 補助金の交付は、同一の自宅等一戸につき1回限りとする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、羽生市住宅用防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 住宅用防犯カメラ等の設置に係る見積書及び内訳が分かる明細等の写し

(2) 設置する住宅用防犯カメラの概要が分かるカタログ等の写し

(3) 住宅用防犯カメラの設置場所の位置図及び設置前の写真

(4) 住宅用防犯カメラの適正運用に関する誓約書(様式第2号)

(5) 自宅等の所有者以外の者が申請する場合にあっては、住宅用防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書(様式第3号)

(6) 申請者の運転免許証、マイナンバーカード等本人確認書類の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、令和8年4月30日とする。

3 市長は、前項に規定する日が終了した時点で、同日までの申請額の合計が予算の上限に達しないときは、同日後も第1項の規定による申請を受けることができる。

4 申請者は、次条の規定による補助金の交付の決定が行われるまでは、住宅用防犯カメラを購入し、及び設置工事(契約を含む。第14条において同じ。)に着手してはならない。

(交付決定等の通知)

第8条 市長は、前条第2項に規定する日までに申請をした者の中から補助金を交付する者を決定するものとする。

2 前項の場合において、当該期日までの申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、市長は、抽選により補助金を交付する者を決定するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定により申請を受けたときは、市長が別に定める

方法により交付の可否を決定するものとする。

- 4 市長は、前3項の規定により交付の可否を決定したときは、羽生市住宅用防犯カメラ設置補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更又は中止）

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る設置計画（以下「計画」という。）の内容を変更し、又は当該計画を中止しようとするときは、速やかに羽生市住宅用防犯カメラ設置計画変更等承認申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、前条の規定により通知した交付決定額の増額を要することとなる計画の内容の変更については、申請することができないものとする。

（変更又は中止の承認）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更又は中止を承認するか否かを決定し、羽生市住宅用防犯カメラ設置計画変更等（承認・不承認）通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により変更を承認するときは、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、及び条件を付することができる。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに、羽生市住宅用防犯カメラ設置補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1） 住宅用防犯カメラの設置に係る領収書及び内訳が分かる明細書の写し
- （2） 設置した家庭用防犯カメラの位置図及び設置後の現況写真
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による提出があったときは、速やかにその内容を審査し、羽生市住宅用防犯カメラ設置補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知する補助金の交付確定額は、第8条の規定により通知した交付決定額以下の額とする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、羽生市住宅用防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第7条第1項第4号に規定する誓約書に違反したとき。
  - (2) 住宅用防犯カメラの設置を中止したとき。
  - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しがあったときは、羽生市住宅用防犯カメラ設置補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。
  - 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。  
（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月1日から施行する。